

森林整備緊急対策支援事業

目 的 森林の有する公益的機能の早期回復に資するため、間伐や森林作業道整備等の取組を支援する。

【事業内容】

事業区分	補助の内容	補助額
・ 保育間伐 ・ 搬出間伐	1 施行地当たりの面積は、0.1ha以上とし、本数間伐率でおおむね30%とする。	県標準単価＋森林保険加入費用＋代理申請手数料 ※搬出間伐はha当たりの搬出材積により標準単価から減額あり
・ 森林作業道整備	間伐材搬出等林業経営のため必要な森林作業道を対象とする。	1.開 設：3,000円/m 2.路面整備：400円/m 3.災害復旧：事業費の90%以内、上限50万円
・ 溪畔林整備	溪流周囲の荒廃人工林を対象とし、伐採や植栽、下刈り等を対象とする。	事業に要する経費の100%以内
・ 高性能林業機械導入	ハーベスタ、フェラーバンチャ等の林業機械の購入費用を対象とする。	補助対象経費の1/2以内。上限250万円

【事業実績】

事業区分	事業量	補助額	備考
森林作業道整備	路面整備 8,252m	3,301千円	7路線
溪畔林整備	改良 2箇所	10,840千円	小川東津賀才字丸石ノ下
	下刈り 1箇所	114千円	小川東津賀才字下ワタセ
高性能林業機械導入	1台	2,165千円	樹木粉碎機
合 計		16,420千円	

溪畔林整備



高性能林業機械導入



事業名と
森林環境譲与税ロゴマークを表示